

平成26年度の住民税に適用される主な税制改正

均等割の額が変わります

国が、全国の地方公共団体による防災施策に要する費用の財源を確保するため「東日本震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」を制定したことに伴い、平成26～35年度の10年間、特別区民税の均等割の額が現在の年額3千円に500円が加算され、年額3500円になります。なお、都民税も現在の年額千円に500円加算されるため、特別区民税と都民税を合わせた住民税の均等割額は年額5千円となります。

給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出の義務化

国税における給与所得の源泉徴収票について、e-Taxまたは光ディスクなどによる提出を義務付けられた方(前々年に源泉徴収票を千枚以上提出した方)は、平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書を、地方税電子申告(eLTAX)または光ディスクなどを利用し、提出することが義務付けられました。

年金所得者の寡婦(寡夫)控除における申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合、年金保険者(日本年金機構や共済など)に提出する扶養控除申告書に記載がある場合は、住民税申告書の提出が不要になりました。

給与所得者の特定支出控除の改正

平成24年度税制改正において、給与所得者の実額控除の機会を拡充す

給与所得者の特定支出控除の改正

給与収入で年間1500万円を超える方の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

給与所得者の特定支出控除の改正

平成24年度税制改正において、給与所得者の実額控除の機会を拡充す

扶養控除申告書を提出しなかった方は、「寡婦(寡夫)」の控除が適用されません。控除の適用に当たっては、確定申告または住民税申告が必要となります。

ふるさと寄附金の控除額の見直し

地方公共団体に対して寄付した場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、2千円を超える額について一定限度額まで全額控除しています。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正

東日本大震災で滅失した被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長適用を、相続人が譲渡した場合にも適用します。

その他

延滞金および加算金の利率が平成26年1月1日から改正されます。詳しい内容はお問い合わせください。

【担当課】 税務課

☎(5654)8550

お知らせ

地震に備えて 木造住宅耐震化への説明会

区では、木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助しています。耐震化の流れや工事内容をDVDでご覧いただき、耐震診断・補助制度の説明などを行います。

【日時・会場】 左表の通り
 【対象】 区内で木造住宅を所有する方 各回40人程度
 【担当課】 建築課
 ☎(5654)8552

耐震化説明会 いずれも直接会場へ。車での来場はご遠慮ください。

日時	会場
1/11 (出)	午前10時～正午 亀有地区センター(亀有3-26-1イトーヨーカドー駅前店7階)
	午後2～4時 青戸地区センター(青戸5-20-6)
1/25 (出)	午前10時～正午 柴又地区センター(柴又1-38-2)
	午後2～4時 新宿地区センター(新宿4-1-10)

中等度難聴児の補聴器購入費の一部を補助します

1月6日(月)から、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を補助します(所得制限あり)。
 【対象】 区内在住18歳未満

新監査委員(議員選出)を紹介します

倉沢よう次 監査委員(平成25年11月19日付就任)
 牛山 正 監査委員(平成25年11月19日付就任)
 【担当課】 監査事務局 ☎(5654)8487

で、両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上で、医師が補聴器の装用効果があると判断した方
 【補助内容】
 補聴器1台(片耳分)または2台(両耳分)
 【補助額(1台当たり)】
 ▽区民税課税世帯は実費(13万7千円まで)の9割
 ▽区民税非課税世帯・生活保護世帯は実費(13万7千円まで)

【申請方法】
 所定の申請書・医師の意見書・見積書を窓口持参。詳しくはお問い合わせください。
 【申請書配布・申請・担当課】 障害福祉課(区役所2階201番)
 ☎(5654)8302

国民健康保険・介護保険に加入している方へ 高額介護合算療養費を支給します
 平成25年7月31日現在、葛飾区の国民健康保険と介護保険に加入し、次の対象期間中の自己負担の合算額が一定基準を超えた場合、超えた金額を申請により支給します。
 【対象期間】 24年8月1日～25年7月31日
 期間内に保険の変更がなく、支給対象となる方には、申請勧奨通知をお送りします。保険の変更などがあり、

申請勧奨通知が届かなかつた方は、お問い合わせください。
 会社などの健康保険に加入している方は、加入先の健康保険にお問い合わせください。
 【担当課】 国保年金課
 ☎(5654)8212

葛飾区職員募集
 保健所・保健センターと協力し、無償で地域の方と一緒に体操教室などの健康づくり活動を行う健康づくり推進員を募集します。
 【申込方法】
 電話で1月17日(金)まで。
 【申し込み・担当課】 保健所健康推進課
 ☎(3602)1268

緑化推進協力員を募集します
 地域の花壇管理や園芸教室の開催など、地域の緑化を推進する緑化推進協力員を募集します。
 【対象】 区内在住20歳以上の方(常勤の公務員を除く) 若十名
 【任期】 平成26年4月1日から2年間
 【謝礼】 年額1万2千円
 【応募方法】 ハガキか封書にて、緑化推進について実践していることや今後実践したいと考えていること、住所・氏名(フリガナ)・年齢・職業・電話番号を書いて、1月17日(金)消印有効までに持参か郵送。
 【選考方法】 面接
 【申し込み・担当課】 〒124-8555葛飾区役所環境課
 ☎(5654)8239

歯科衛生(Ⅱ類)
 【募集人数】 若干名
 【対象】 昭和49年4月2日以降に生まれ、現に歯科衛生士の免許を有する方
 【採用予定時期】 平成26年4月1日以降
 【募集人数】 若干名
 【対象】 昭和44年4月2日以降に生まれ、現に看護師の免許を有する方
 【採用予定時期】 平成26年4月1日以降
 【募集要項・申込書配布場所】 人材育成課・人事課・区民事務所・区民サービスコーナー・図書館・学び交流館 区ホームページからも取り出せます。
 【申込方法】 所定の申込書と、80円切手を貼った返信用封筒に宛名を記入したものの2枚を、1月14日(火)(必着)までに簡易書留で郵送(封筒に「歯科衛生(Ⅱ類)または看護師(Ⅱ類)選考申込書在中」と朱書き)。または1月15日(水)・16日(木)午前9時～午後5時に持参。
 【選考】
 ▽第1次 課題式作文
 1月25日(土)
 ▽第2次 面接